







決裁・供覧


件名	平成31年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）の不交付決定について			文書番号	
				元受文庁 第2023号	
伺い文	標記の件について、案のとおり不交付を決定することとし、申請者あてに通知することとした。				
起 案	起案日	令和1年9月24日		受付日	令和1年9月24日
	部署	文化庁 参事官（文化創造担当）	決裁	決裁処理期限日	
				決裁日	1年 9.26
	起案者	采尾 真友美 	施行	施行処理期限日	
				施行日	
	連絡先	075-330-6730	施行先	施行者	俊保知事 文化庁長官
				取扱上の注意	
	大分類	法人の権利義務	格付け	機密性格付け	1
	中分類	文化資源活用推進事業		取扱制限	
	名称(小分類)	2019年度		行政文書保存期間	5年
取扱区分	秘密区分		保存期間満了時期	令和7年3月31日	
	秘密期間終了日				
	指定事由				
決裁・供覧欄	決裁欄は次頁				
備考欄					


文化庁
杉浦 久弘 (審議官) 

参事官 (文化創造担当)
三木 忠一 (参事官) 

暮らしの文化・アートグループ
リーダー チーフ 


【合議】
総務係長 

政策課 会計室 
吉原 秀昭 (室長)

政策課 会計室 監査係 
横尾 由美子 (係長)

政策課 会計室
海藤 和俊 (室長補佐)

決
裁
供
覧
欄



(事項) 国際観光旅客税財源文化資源の活用に必要な経費
日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業
(項) 国際観光旅客税財源観光振興費
(目) 文化資源活用事業費補助金

当初予算額	1,325,000	千円
流用額	0	千円
支払済額	0	千円
交付決定済額	1,028,972	千円
今回決定額	0	千円
残額	296,028	千円



(伺)

下記のとおり、決定してよろしいか伺います。

1 申請事業名

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業

2 申請者

愛知県（大村秀章知事）

3 決定内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第6条第1項の規定に基づき、不交付とする。

4 理由

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展の開催において、来場者を含む展示会場の安全管理と事業の円滑な運営は、主催者に求められる当然の責務であるが、「表現の不自由展・その後」の開催により、これを脅かすような重大な事態を認識していたにも関わらず、申請者はその事実を国に申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁からの問い合わせを受けるまでそれらの事実を申告しなかった。

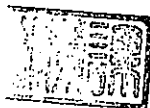
これらの事実について、文化庁は、新聞報道や申請者からの聞き取り等により開催までの事実関係を確認した。

これにより、審査の視点において重要な点である、①実現可能な内容になっているか、②事業の継続が見込まれるかの2点において、文化庁として適正な審査を行うことができなかった。

かかる行為は、補助事業の申請手続きにおいて、不適当な行為であったと評価される。

また、当該補助事業は、申請された事業は事業全体として審査するものであり、さらに当該事業については、申請金額が同事業全体として不可分一体な申請がなされている。

以上を総合的に判断し、全額不交付とする。



平成31年度「文化資源活用推進事業」交付申請一覧

単位:円

都道府県	申請者	代表者	事業名	文書番号	申請日	事業開始日	事業完了日	事業費	補助費	補助費に 要する経費	補助費以外 の経費	総額
北海道	札幌市	札幌市長 秋元 元広	パブリック・ミュージックフェスティバル札幌(PMF)開催事業	札幌支第2430号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	464,020,000	301,838,453	78,180,000	78,180,000	0
	札幌市	札幌市長 秋元 元広	札幌国際芸術祭を核とした地域の文化芸術振興を促進した文化芸術振興及び観光イノベーション推進事業	札幌支第2431号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	118,826,000	117,325,000	39,876,000	39,876,000	0
	山形県	山形県知事 吉村 美奈子	山形県文化芸術振興推進事業	県支第298号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	129,157,994	124,089,370	30,841,000	30,841,000	0
	栃木県	栃木県知事 益子町長 大塚 明之	土の恵みが広がるまち文化創造推進事業	県支第357号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	6,845,000	5,991,700	2,995,000	2,995,000	0
	群馬県	群馬県知事 群馬県知事 大澤 正明	群馬県戦略的芸術振興推進事業	文支第15-5号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	105,784,000	105,784,000	46,484,000	46,484,000	0
	東京都	東京都知事 東京都知事 高野 之夫	アジア文化都市及び東京2020大会を契機とした国際アート・カルチャー都市の推進事業	31支文第485号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	144,271,580	138,221,580	68,859,000	68,859,000	0
	神奈川県	神奈川県知事 神奈川県知事 上地 克明	日本遺産等を活用した旧県庁舎・横浜東洋館文化財×国際×文化芸術振興事業	県支第7号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	59,504,000	56,164,000	28,082,000	28,082,000	9,522,000
	神奈川県	神奈川県知事 神奈川県知事 伊勢原市長 高山 松太郎	鎌倉大仏で出会う日本の伝統・江戸の粋 事業	伊勢原支第24号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	34,857,000	32,677,000	16,338,000	16,338,000	0
	新潟県	新潟市長 新潟市長 岡田 道伸	越後・越前時代絵巻「米百石」展推進事業	長岡支第20号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	2,750,000	2,750,000	1,375,000	1,375,000	4,295,000
	富山県	富山県知事 富山県知事 石井 隆一	利根川から世界へ・世界から利根川へ ～世界的舞台芸術拠点形成事業	文支第1072号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	214,346,000	214,346,000	79,580,000	79,580,000	0
	石川県	石川県知事 石川県知事 谷本 正重	いしかわ・金沢 風と緑の美観芸術振興推進事業	文支第33号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	169,250,000	169,250,000	78,705,000	78,705,000	0
	愛知県	愛知県知事 愛知県知事 大村 秀章	「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展推進事業	31支文第63号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	613,887,288	595,888,788	78,290,000	78,290,000	78,290,000
	京都府	京都府知事 京都府知事 西脇 隆敏	「もろびとつ」の京都」アートプロジェクト事業	文支第202号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	54,000,000	54,000,000	27,000,000	27,000,000	0
	京都市	京都市長 京都市長 門川 大作	京都の文化・観光資源を活用した「まちづくり」芸術・コンテンツ産業振興事業	屋敷第39号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	84,980,000	76,750,000	15,480,000	15,480,000	0
	京都市	京都市長 京都市長 門川 大作	劇場文化創造事業～新たなドラマティシズムの創造～	文支第78号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	173,886,309	164,484,309	45,000,000	45,000,000	0
	京都市	京都市長 京都市長 門川 大作	京都の美・日本の美・百世の美 ～日本の美学会150年史～	美新第31号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	144,330,000	144,330,000	65,933,000	65,933,000	0
	京都市	京都市長 京都市長 門川 大作	シルクロードの音楽	文支第77号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	43,000,000	41,500,000	20,000,000	20,000,000	0
	大阪府	大阪府知事 大阪府知事 吉村 洋文	「大阪文化芸術フェス」事業	文支第147号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	193,451,000	192,885,000	70,195,000	70,195,000	0
	堺市	堺市長 堺市長 永藤 英機	もの始まりなんでも堺・文化芸術推進都市プロジェクト	堺支第457号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	233,417,740	233,125,540	50,330,000	50,330,000	0
	神戸市	神戸市長 神戸市長 久元 喜造	アートプロジェクト「KOSÉTRANS」	市支第208号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	166,769,330	157,306,330	57,264,000	57,264,000	0
	鳥取県	鳥取県知事 鳥取県知事 平井 幹治	未来へつなぐ！とっとり文化遺産魅力創出推進事業「とっとり縁」	第20190081910号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	31,525,010	31,525,010	15,762,000	15,762,000	4,912,000
	岡山県	岡山市長 岡山市長 大塚 雅夫	「岡山芸術交流」を核とした文化資源活用推進事業	岡支第88号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	422,630,000	297,970,650	72,430,000	72,430,000	0
	広島県	福山市長 福山市長 枝廣 誠幹	福山城築城400年記念事業一環のあるまち 福のまち	福支第62号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	10,984,800	10,984,800	5,367,000	5,367,000	0
	徳島県	徳島県知事 徳島県知事 飯泉 潔門	アニメの聖地巡礼！日本海における「マリアナ」を活用したイベントの推進 （活性化及び地域活性化事業）	にぎ18号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	96,545,000	81,915,000	39,470,000	39,470,000	6,499,000
	福岡県	北九州市長 北九州市長 尾崎 隆浩	アジア文化都市2020北九州推進事業	北九支第1号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	102,031,000	100,390,000	40,994,000	40,994,000	0
	大分県	大分県知事 大分県知事 広瀬 勝真	創造県おいた国際芸術事業	支文第278号	2019/4/25	2019/4/25	2020/3/31	69,952,000	69,952,000	32,432,000	32,432,000	0
合計								3,890,600,851	3,520,257,330	1,107,262,000	1,028,972,000	103,518,000

補助金不交付決定通知書

愛知県知事 大村 秀章

平成 31 年 4 月 25 日付け 31 文芸第 63 号で申請のあった平成 31 年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条並びに文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱第 6 条第 1 項の規定による審査の結果、不交付とすることを決定したので通知します。

令和元年 月 日

文化庁長官 宮田 亮平

記

1. 事業の名称
「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業
2. 不交付決定に係る補助金額
78,290,000 円
3. 不交付決定理由
「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業は、補助金申請の手続きにおいて、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘らず、それらの事実の申告がなかったことは、不適当な行為と認められるため。





012

(様式1)

31文芸第 63 号

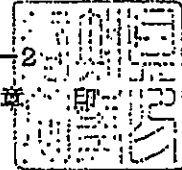
平成31年4月25日

文化庁長官 殿

申請者 愛知県

所在地 名古屋市中区三の丸1-3-2

代表者氏名 愛知県知事 大村秀章



平成31年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

文化資源活用推進事業

2 事業の名称

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業

3 実施期間

平成31年4月25日から平成32年3月31日まで

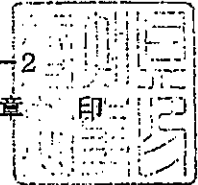
※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

(様式1)

31文芸第 63 号
平成31年4月25日

文化庁長官 殿

申請者 愛知県
所在地 名古屋市中区三の丸1-3-2
代表者氏名 愛知県知事 大村秀章



平成 31 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

文化資源活用推進事業

2 事業の名称

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業

3 実施期間

平成31年4月25日から平成32年3月31日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

平成31年度 文化資源活用推進事業 実施計画書

補助事業者名	愛知県
担当部署	県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室
担当者職・氏名	主任主査 [REDACTED]
所在地	(〒461-8525) 名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター内
TEL	052-971-6182 / FAX 052-971-6115
E-mail	triennale@pref.aichi.lg.jp

1. 実施計画の名称	「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業
2. 実施計画の期間	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日
3. 実施計画の趣旨・目的	<p>世界的な都市圏間競争の中で、存在感を発揮する中京大都市圏を実現していくためには、国内外から人を惹きつける魅力やその発信が不可欠であるが、愛知県は、わが国でも有数の産業力や経済活力を誇りながら、それを地域の良好なイメージや都市としての魅力に必ずしも結びつけることができていない状況にある。</p> <p>こうした状況を受け、本県は、中長期的な観点から愛知の進むべき方向性を示した「あいちビジョン2020」の中で、「文化・スポーツ・魅力発信」を重要政策課題の一つとしてを位置づけ、本県魅力を国内外に発信し、誘客促進を図るために、現代美術を中心に舞台芸術を含めた複合的国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を継続的に開催し、現代美術の創造発信拠点としての地位確立を目指している。</p> <p>本実施計画では、2019年に開催する「あいちトリエンナーレ2019」において、その中心事業として国際現代美術展を開催することにより、新たな芸術を創造・発信するとともに、作品を愛知芸術文化センターや名古屋市美術館などの美術施設だけでなく、地域の景観、歴史的建造物を活用して、名古屋市内や県内地方都市の「まちなか」でも作品を展示することにより、アートを切り口に、地域の魅力をPRする。</p> <p>こうした取組みは、「日本博」のテーマである「日本人と自然」と密接に関連し、地域の風土、歴史、文化等の魅力を国内外へ発信するものであり、我が国の歴史と文化の重層性を世界にアピールする観光インバウンド拡充に資する取組となる。</p> <p>また、「あいちトリエンナーレ2019」本展と同時期に開催する「モバイル・トリエンナーレ」や、本展開催年以外に県内各地域で現代美術等の普及を図るため開催する「トリエンナーレ地域展開事業」においては、県内の各地域の自然・文化・観光資源を活かした会場設定や、地域の特性に配慮した細やかな事業展開を行う。</p> <p>さらに、将来、「あいちトリエンナーレ」を始め日本全国や世界で活躍する若手芸術家の発掘・育成を目的とした展覧会を開催するなど、文化芸術の裾野を広げる取組を計画的かつ継続的に展開する。</p> <p>今後、本県では、リニア中央新幹線開業や2026年の「アジア競技大会」の開催などにより、さらなる交流人口の拡大が見込まれることから、本実施計画の取組により、この地域の文化芸術の魅力を一層高めるとともに、国内外に魅力を発信することにより、世界における愛知のアイデンティティを強固なものとし、国際的なパートナーシップやネットワークの構築を推進する。</p>

4. 実施計画の推進に関する基本的な方針(文化振興条例等との対応等)

2018年3月27日に施行された「愛知県文化芸術振興条例」では、次のとおり規定している。

第5条第2項、「県は、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、これらの関係者間の連携が図られるよう努めるものとする。」

第8条「県は、伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展を図るため、これらの芸能の公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」

第11条第1項「県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流の推進を図るため、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者と連携しつつ、芸術祭等の文化芸術に関する催しの開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」

第11条第2項「県は、愛知芸術文化センターの美術館、劇場等からなる複合機能の活用等により、新たな文化芸術を創造し、国内外へ発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」

第11条第3項で、「県は、前二項の施策を講ずるに当たっては、観光、スポーツその他の関連分野における事業との連携に努めるものとする。」

本実施計画による事業では、第5条第2項、第11条第1項に対応した取組として、県内の芸術大学及び専門学校等に、作品制作のサポートを依頼し、最先端の芸術の制作に携わる機会を提供する。

第8条に対応した取組として、まちなか展開において、県指定文化財の伊藤家住宅(「愛知県文化財保護条例」第4条第1項)や国登録有形文化財の喜楽亭などの文化財や生活文化等を活用した取組を行う。

第11条第2項に対応した取組として、愛知芸術文化センターの美術館、劇場等からなる複合機能の活用した「あいちトリエンナーレ2019」国際現代美術展を開催する。

第11条第3項に対応した取組として、「ラグビーワールドカップ2019」などのスポーツイベントとの連携にも積極的に取り組んでいく。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、2026年のアジア競技大会の開催に向けて、愛知の多様な文化事業を展開し、本県の文化の魅力を発信していくために、文化プログラムの推進を図ることとしている。

5. 実施計画の概要

■2019年度

・「あいちトリエンナーレ2019」において国際現代美術展を開催

期間:2019年8月1日から10月14日

主な内容:愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内まちなか(四間道・円頓寺)、豊田市美術館、豊田市駅周辺で国際現代美術展を展開。

■2020年度

・あいちトリエンナーレ地域展開事業(現代美術展、若手芸術家の育成の実施(予定))

期間:2020年5月から2021年3月

主な内容:愛知県内での現代美術展及び学校へのアーティスト派遣事業の実施、愛知芸術文化センターでの若手芸術家育成事業、愛知県内での地元文化団体活用事業

・「あいちトリエンナーレ2022」の企画概要の作成(予定)

■2021年度

・あいちトリエンナーレ地域展開事業(現代美術展、若手芸術家の育成の実施(予定))

期間:2021年5月から2022年3月

主な内容:愛知県内(2020年度とは別の地域)での現代美術展及び学校へのアーティスト派遣事業の実施、愛知芸術文化センターでの若手芸術家育成事業、愛知県内での地元文化団体活用事業

・「あいちトリエンナーレ2022」の詳細プログラムの策定(予定)

■2022年度

・「あいちトリエンナーレ2022」の開催(予定)

期間:2022年夏から秋

主な内容:愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか等での現代美術展を始めとした国際芸術祭を展開

■2023年度

・あいちトリエンナーレ地域展開事業(現代美術展、若手芸術家の育成の実施(予定))

期間:2023年5月から2024年3月

主な内容:愛知県内(2020年度とは別の地域)での現代美術展及び学校へのアーティスト派遣事業の実施、愛知芸術文化センターでの若手芸術家育成事業、愛知県内での地元文化団体活用事業

・「あいちトリエンナーレ2025」の詳細プログラムの策定(予定)

6. 「日本博」の総合テーマとの関連

「あいちトリエンナーレ」では、従来から、最先端の芸術作品を、美術館だけでなく名古屋市内や県内地方都市の「まちなか」にも展示してきた。

例えば、「あいちトリエンナーレ2013」における岡崎市のまちなか展示では、地域に恵と同時に洪水という災厄をもたらす矢作川にまつわる信仰を踏まえた展示が行われるなど、来場者にその地域固有の風土や歴史について思いを巡らせる作品展開を行っている。

また、2019年に開催する「あいちトリエンナーレ2019」では、名古屋市内のまちなか会場をこれまでの名古屋市中区の「長者町」から西区の「四間道・円頓寺」地区に変更する。

「四間道」周辺は、江戸時代初期に熱田台地の北西端の自然の地形を生かして名古屋城が築城された際、資材の運搬のため台地の西端に開削された運河「堀川」沿いの商家の町として発展し、堀川の水運を利用した商家の建物、火災の延焼防止のために作られた幅の広い道筋や蔵、この地域独特の民家の屋根の上に祀られた祠「屋根神」など、江戸時代以来の街並みの風情が、名古屋駅からの徒歩圏内という立地ながら今なお色濃く残されており、名古屋市の「町並み保存地区」、「都市景観形成地区」に指定されている。

「円頓寺」周辺は、明治期以降、周辺に名鉄瀬戸線、名古屋市電上江川線が開業し、名古屋駅と合わせて交通の要衝として、多くの利用客が行き交う商店街として発展し、廃線とともに一時衰退するものの、名古屋駅近くの昭和レトロの雰囲気を残す商店街として、空き家や古い建物の再利用が図られ、近年注目を集めている。

こうした歴史がある「四間道・円頓寺」のまちなかに現代アートの作品を展示することは、最先端の現代芸術だけでなく、この地域の歴史、風土、魅力を多方面に発信することとなり、日本人が長い歴史の中で積み上げてきた重層的な文化の再発見に繋がるものと考えられる。

7. 期待される文化的・社会的・経済的効果等

※本補助金を受給することにより向上が見込まれることについても記載

・2020年の東京オリンピック、2026年のアジア競技大会、2027年度のリニア中央新幹線開業といったシンボルイヤーを念頭に、本事業の実施で、本県の魅力を国内外に発信することにより、訪日観光客を含めた来県者数や観光消費額の増加が期待できる。

・県民、NPO・ボランティア、企業、市町村等との幅広い連携・協働をベースとしたトリエンナーレの開催により、多様な文化芸術の交流、ボランティア活動の参加機運の広がり等が期待される。事業実施により、県民の文化芸術に対する関心が高まるのみならず、地域文化を育み、地域全体の魅力や活力が高まっていくことを目指す。

・文化庁補助金を受けての大規模な現代美術展の開催により、受入れ施設や地域(市)の学芸員、作品制作に協力する地元の芸術関係者にとって、最先端の現代芸術に直接接する機会となるだけでなく、大規模な国際展の運営経験を積む絶好の機会となるため、地元の若手芸術家や、現代美術を支える人・組織が育成される。

・身近にある商店街や駅前施設、居住する地域の歴史・文化資源である建造物を使用した展覧会の開催により、芸術に対する関心が少ない人、高齢者や障害者、子育て世代、子ども等全ての人々の鑑賞機会の充実・拡大を図ることができる。

・本事業の入場者数(予定:1年目約7万人、2年目約7万人、3年目約61万人)
(実績:H29年度69,617人、H30年度集計中)

・経済波及効果(予定:1年目約3億円、2年目約3億円、3年目約63億円)
(実績:H29年度314,000千円、H30年度集計中)

8. 文化芸術政策の実績

(1)創造都市ネットワーク日本に加盟	加盟年月日	
(2)ユネスコ創造都市ネットワークに加盟	加盟年月日	
(3)文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰	受彰年度	
(4)東アジア文化都市採択地方公共団体	採択年度	

9. 平成31年度の実施計画

(1) 平成31年度実施計画の趣旨・目的

「あいち文化芸術振興計画2022」に基づき、「文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現」することを目指すため、「あいちトリエンナーレ2019」において国際現代美術展を開催し、開催目的である

- ・新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献する。
- ・現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図る。
- ・文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図る。

の実現を目指す。

4回目の開催となる今回は、ジャーナリストの津田大介氏を芸術監督に迎え、「情の時代 Taming Y/Our Passion」をテーマに、ジャーナリスティックな視点を踏まえた最先端のアート作品を展開する。

具体的には、差別、自死、ジェンダーなどの社会的なテーマについて、アートの立場から現実に存在する課題について、シロとクロに単純化した対立軸による解釈ではない新たな視点を提示することができる、アートの力を具現化する。参加アーティストの選定にあたっては、あえて男女比が1:1になるように選定し、多くの分野において存在し、アートの分野にも存在する男女比の偏りについての問題提起をするなど、世の中の実情を芸術祭の中で考えさせるプログラムとする。

また、愛知芸術文化センターなど美術施設だけではなく、固有の自然環境に根差した歴史的背景を持つ「まちなか」でも、有形文化財の建物や遊休資産を活用して、その風土を生かした作品を展示し、現代美術への関心のすそ野を拡充する。

これらの取組により、ラグビーワールドカップ2019が開催されるなど、交流人口の拡大が見込まれるこの地域で、愛知発の文化芸術の魅力を一層高め、国内外に余すことなく発信して交流を図ることで、世界における愛知の文化芸術のアイデンティティを確立し、地域の活性化に寄与することはもちろん、我が国の歴史と文化の重層性を世界にアピールすることになり、観光インバウンド拡充に資することを目指す。

(2) 平成31年度実施計画の内容

あいちトリエンナーレ2019(国際現代美術展)

芸術監督 津田大介(ジャーナリスト/メディア・アクティビスト)

会 期 2019年8月1日(木)～10月14日(月・祝)(75日間)

会 場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺)、豊田市美術館、豊田市駅周辺

・あいちトリエンナーレ2019の基軸となる「国際現代美術展」では、国内外の24の国と地域から66組の参加を決定しており、最先端の現代アート作品を展示する予定。

・愛知芸術文化センターや名古屋市美術館、豊田市美術館の美術館での展示を行うことはもとより、名古屋市内や豊田市内のまちなかでの空き店舗等を会場として活用し、県民が現代アートに触れる機会を拡げるとともに、まちの魅力を引き出すなどの効果も見込む。

・特に、名古屋市内のまちなかとして今回初めて会場とする「四間道・円頓寺」は、愛知県の玄関口である名古屋駅から徒歩圏内にある、この地域において注目されているエリアであり、江戸時代から続く町並みを残す四間道と、昭和レトロを感じさせる商店街の円頓寺で構成され、空き店舗や歴史的建造物を利用してアート作品を展示とともに、同時に「音楽プログラム」においてライブを展開し、現代アートに関心がない層にもアートの魅力を訴えかけ、同時に地域の文化資源の再評価、魅力の再発見につなげていく。

・豊田市においては、平成30年度に実施した地域展開事業の成果と経験を活かし、駅前の空き店舗の展示会場として活用による中心市街地の活性化や、市の文化拠点施設や歴史的建造物での展開により、まちの魅力や地域の歴史資源の再発見に引き続き取り組む。

・このほか、愛知県内を中心とした美術館やホール等で開催される、あいちトリエンナーレの趣旨やテーマに沿った優れた展覧会や愛知県内の文化芸術団体が行う様々な文化芸術事業を、「あいちトリエンナーレ2019」の連携企画事業として位置付け、企画段階からの参画や相互の事業の広報協力を行うことにより、県内各地域での現代アートへの関心を高めるとともに地域の文化芸術団体活動の活発化を図る。

【実施計画の概要(要約)】

※公表用に実施計画の概要の要約を100字以内で記載

国内外のアーティストによる最先端の現代アートを愛知芸術文化センターや地域の文化財・生活文化等を活用した「まちなか」で展示することで、地域経済の活性化及び観光インバウンド拡充に資することを目指す。

(3) 観光インバウンドの拡充に資する取組

- ・ヴェネツィア・ビエンナーレを始め、世界の主要国際芸術祭の主催者等が参加する国際ビエンナーレ協会(I BA)に平成29年から加盟しており、このネットワークや交流の場等を通じ、海外における「あいちトリエンナーレ」の周知を積極的に図る。
- ・国際交流機関と連携し、海外プレスを招聘し鑑賞ツアーを実施。「あいちトリエンナーレ2019」に関する記事を自国へ発信してもらうことで、海外広報の強化、外客誘致を図る。
- ・海外からの来場者に向け、WEBサイトの多言語化に取り組むとともに、チラシの多言語化、現代美術展のキャプションの多言語化を実施し、訪日外国人向けにサービスを充実させる。なお、国際現代美術展のメイン会場である愛知芸術文化センターでは、訪日外国人等観光客の利便性向上のため平成28年度にWi-Fi環境を整備済である。
- ・「あいちトリエンナーレ2019」においては、初めて専用アプリを開発し、作家・作品の解説や、会場の案内等の情報を多言語で運用する。
- ・作品の展示場所として、県指定文化財や国登録有形文化財の建物も活用し、現代美術作品はもちろん、この地域が誇る文化財のアピールにもつなげる。
- ・愛知県観光局等と連携し、「あいちトリエンナーレ2019」を「愛知・名古屋」の観光コンテンツとして海外の旅行者へ積極的に売り込む。また、地元旅行者に協力を依頼し、訪日外国人向けの着地型旅行を造成する。
- ・県内大学への外国人留学生、県内在住外国人等を「あいちトリエンナーレ2019」へ招待し、その感想や良かった点を母国語により、SNSで発信してもらうようにする。または、アート好きのコミュニティに発信してもらうよう試みる。
- ・出展作家の半数近い外国人作家が、作品制作のため、展示会場の下見や、地域の歴史や背景を調べるため、本県を訪れ、また、作品制作や展示作業を行う。そうした機会に、この地域の魅力をPRし、彼らのネットワークを活用した情報発信を推進する。

(4) 文化財・生活文化等の活用に関する取組

- 現代美術作品のまちなか展示会場とする「四間道・円頓寺」では、県指定文化財の「伊藤家住宅」をはじめ、戦前又は戦争直後に建築された長屋を、また、豊田市では大正期から昭和期の代表的な町家建築である国登録有形文化財の「喜楽亭」を活用し、アートと文化財双方の魅力を発信する。
- また、昭和レトロの風情を残す円頓寺商店街では、アーケードの下に現代美術作品を展示するほか、ポップスやロックなどのポピュラーミュージックのアーティストを招いたライブパフォーマンスを実施する音楽プログラムを、会期中、継続的に展開し、現代アートに関心のない層にも、音楽を通じて、アートや文化財への関心を高める、魅力の発見につなげるよう誘導する。

(5) 障害者等のバリアを取り除く取組

- 作品展示予定会場について、地元の障害者団体にバリアの状況を事前に確認していただき、バリア除去の手法を相談して対応。
- また、会期中には、視覚障害者や、聴覚障害者向けの鑑賞ツアーを実施する。

(6) 平成31年度実施計画の達成目標	
参加者数の目標値	約600,000人(うち訪日外国人: 約30,000人)
経済波及効果の目標値	約6,330,000千円 ※あいちトリエンナーレ2019全体
観光インバウンド拡充の指標と目標値	<指標> 県外・海外からの来場者数の割合
	<目標値> 34.1%以上
社会的・文化的効果の指標と目標値	<指標> ①パブリシティ効果 ②県外・海外からの来場者数の割合 ③来場者の満足度
	<目標値> ①3,369,000千円以上 ※あいちトリエンナーレ2019全体 ②34.1%以上 ③80%以上
<目標値の積算根拠> ①②③ともにH28年度事業実施の際の実績値	
<効果検証の方法> 外部の専門機関による ①事業実施後にパブリシティ効果の算出 ②③アンケート調査の実施	
(7) 平成31年度実施計画における芸・産学官連携・協力体制の状況	
連携する団体等の名称	
芸術家・団体等	参加アーティスト 70組程度
産業界	各種協賛企業
大学等	県内の芸術系大学、専門学校等
地方公共団体等	名古屋市、豊田市、(公財)愛知県文化振興事業団
その他	地元町内会、商店街振興組合、観光協会等
<連携・協力内容> ・国内外から70組程度のアーティストが参加予定。 ・流通業や製造業を始めとする様々な業界の企業・団体に協賛を募り、寄付金のほか、展示場所や作品の材料、ボランティアを支援する飲料、会場間輸送用の車などの提供を受ける予定。 ・今回、津田芸術監督の方針により、参加アーティストの男女比を1:1にする方向で調整しており、こうした取組みには、女性の活躍を支援する多くの企業から賛同が得られる見込み。 ・一部の協力企業には、傘下の店舗等でのポスターの掲示等を依頼するなど、広報の相互協力を実施する。 ・県内の芸術大学及び専門学校等には、作品制作のサポートを依頼し、学生に最先端の芸術の制作に携わる機会を提供する。 ・開催市、開催施設の学芸員と連携して、作家との調整や会場準備等を進めるなど、協働で事業を実施する。 ・県や市の観光部局と連携して県内外でのイベントの宣伝活動を行う等、入場者増と観光客増を図る。 ・まちなか会場においては、地元の町内会組織や商店街振興組合と定期的に会合を重ね、展示作品の意義等を共有し、本県と県民が一体となってイベントを盛り上げていく。	
10. 申請済(又は申請予定)の文化プログラム認証	
(1) 東京2020公認プログラム	・申請済(認証番号:) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> なし
(2) 東京2020応援プログラム	・申請済(認証番号:) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> なし
(3) beyond 2020	・申請済(認証番号:b020 000348) ・申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> なし
11. 新国立劇場との連携公演	
あり(公演名:)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
12. 芸術文化振興基金への応募の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 応募していない	② 応募している(助成事業名:)

13. 平成31年度の具体的な事業又は取組					
実施年月日	事業名又は取組名	事業又は取組の内容	実施場所	参加者数	事業番号
①あいちトリエンナーレ2019(国際現代美術展)					
2019年8月1日(木)~10月14日(月・祝)	あいちトリエンナーレ2019(国際現代美術展)	<p>○現代美術の国際展(美術館及びまちなかでの展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外から70組程度のアーティストが出品する国内最大規模の国際芸術祭 <p>○映像プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外から10組程度の映像プログラムを上映 <p>・愛知芸術文化センターや豊田市美術館のほか、まちなかの空き店舗や文化施設、歴史的建造物を活用して現代美術展を開催することで、文化資源の再評価、地域文化の発展、観光客の呼び込み、都市の賑わいを創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の開催を通じ、開催市、開催施設の学芸員や、文化芸術を支える人材の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知芸術文化センター ・名古屋市美術館 ・名古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺) ・豊田市美術館 ・豊田市駅周辺 	来場者数約50万人(予定)	1
②あいちトリエンナーレ2019(モバイル・トリエンナーレ)					
2019年8月~9月	モバイル・トリエンナーレ	あいちトリエンナーレ2019の参加する複数のアーティストにより、短期間の展示会を、県内の数か所の文化施設などで巡回開催する。	県内の4市町の文化施設等	来場者数約4千人(予定)	2
③					

愛知県

【収支予算書】

(収入の部)

(単位:円)

区分		予定額	備考
申請者自己負担額		248,494,717	✓
共催者等負担額		82,831,571	✓
自己収入	補助金・助成金	2,084,000	✓
	寄附金・協賛金	71,400,000	✓
	事業収入	125,787,000	✓
	その他	5,000,000	✓
	自己収入計	204,271,000	✓
小計(A)		535,597,288	✓
国庫補助額		78,290,000	✓
合計(B)		613,887,288	✓

(支出の部)

(単位:円)

区分		細目	予定額	備考
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	✓
		音楽費	0	✓
		文芸費	0	✓
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	✓
		作品借料	0	✓
		上映費	0	✓
		会場費	0	✓
		運搬費	0	✓
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	✓
		旅費	0	✓
		報償費	0	✓
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	✓
		消耗品費	0	✓
		通信費	0	✓
会議費		0	✓	
委託費等	委託費等	595,888,788	✓	
小計(C)		595,888,788	✓	
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額		0	✓	
補助対象経費計(D)		595,888,788	✓	
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費	0	✓
		音楽費	0	✓
		文芸費	0	✓
	舞台・会場・設営費等	舞台費	0	✓
		作品借料	0	✓
		上映費	0	✓
		会場費	0	✓
		運搬費	0	✓
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	0	✓
		旅費	0	✓
		報償費	0	✓
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	0	✓
		消耗品費	0	✓
		通信費	0	✓
会議費		0	✓	
その他		0	✓	
委託費等	委託費等	17,998,500	✓	
小計(E)		17,998,500	✓	
合計(F)		613,887,288	✓	

愛知県
【内訳書1】
(収入の部)

収入 事業別

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体	あいちトリエンナーレ 実行委員会	あいちトリエンナーレ 実行委員会		
	事業名 (取組名)	あいちトリエンナーレ 2019国際現代美術 展	モバイル・トリエン ナーレ		
	申請者自己負担額	246,176,485	2,318,222	0	248,494,717
	共催者等負担額	82,058,831	772,740	0	82,831,571
自己 収入	補助金・助成金	2,084,000	0	0	2,084,000
	寄附金・協賛金	71,400,000	0	0	71,400,000
	事業収入	125,787,000	0	0	125,787,000
	その他	5,000,000	0	0	5,000,000
	自己収入計	204,271,000	0	0	204,271,000
	小計(A)	532,506,326	3,090,962	0	535,597,288
	国庫補助額	78,290,000	0	0	78,290,000
	合計(B)	610,796,326	3,090,962	0	613,887,288

(支出の部)

(単位:円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計	
	費目	あいちトリエンナーレ 実行委員会	あいちトリエンナーレ 実行委員会			
		あいちトリエンナーレ 2019国際現代美術 展	モバイル・トリエン ナーレ			
補助対象経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	2,000,000	0	0	2,000,000
		上映費	0	0	0	0
		会場費	166,000,000	890,962	0	166,890,962
	資金・ 旅費・ 報償費	運搬費	55,000,000	0	0	55,000,000
		資金・共済費	176,400	0	0	176,400
		旅費	23,228,025	0	0	23,228,025
	雑役務費・ 消耗品費等	報償費	4,560,700	0	0	4,560,700
		雑役務費	185,000,000	1,400,000	0	186,400,000
消耗品費		5,600,000	800,000	0	6,400,000	
通信費		3,700,000	0	0	3,700,000	
委託費等	会議費	0	0	0	0	
	委託費	137,532,700	0	0	137,532,700	
	小計(C)	592,797,826	3,090,962	0	595,888,788	
	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額				0	
	補助対象経費計(D)	592,797,826	3,090,962	0	595,888,788	
補助対象外経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	0	0	0	0
		音楽費	0	0	0	0
		文芸費	0	0	0	0
	舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	0	0	0	0
		作品借料	0	0	0	0
		上映費	0	0	0	0
		会場費	0	0	0	0
	資金・ 旅費・ 報償費	運搬費	0	0	0	0
		資金・共済費	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0
	雑役務費・ 消耗品費等	報償費	0	0	0	0
		雑役務費	15,000,000	0	0	15,000,000
消耗品費		0	0	0	0	
通信費		0	0	0	0	
委託費等	会議費	0	0	0	0	
	その他	1,050,000	0	0	1,050,000	
	委託費	1,948,500	0	0	1,948,500	
	小計(E)	17,998,500	0	0	17,998,500	
	合計(F)	610,796,326	3,090,962	0	613,887,288	

愛知県

【内訳書】

2-1	執行 団体名	あいちトリエンナーレ実行委員会
	事業名 (取組名)	あいちトリエンナーレ2019国際現代美術展

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
592,797,826	17,998,500	610,796,326

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量)	(単位) × (数量)	(単位) + (調整額) = (金額)	補助 対象外
1	舞台・会場・設営費	作品借料	映像プログラム作品借料	200,000	10	2,000,000	
2	舞台・会場・設営費	会場費	映像作品上映会場借上費	3,000,000	1	3,000,000	
3	舞台・会場・設営費	会場費	作品展示会場使用料	40,000,000	1	40,000,000	
4	舞台・会場・設営費	会場費	作品ディスプレイ費	123,000,000	1	123,000,000	
5	舞台・会場・設営費	運搬費	作品運搬費	55,000,000	1	55,000,000	
6	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	芸術監督秘書賞金	25,200	7	176,400	
7	賞金・旅費・報償費	旅費	作家招聘旅費	250,000	70	17,500,000	
8	賞金・旅費・報償費	旅費	芸術監督等旅費	23,000	100	2,300,000	
9	賞金・旅費・報償費	旅費	映像プログラムキュレーター旅費	44,660	14	625,240	
10	賞金・旅費・報償費	旅費	その他旅費	2,802,786	1	2,802,786	
11	賞金・旅費・報償費	報償費	芸術監督謝金	296,000	12	3,552,000	
12	賞金・旅費・報償費	報償費	芸術監督アドバイザー報酬	18,500	7	129,500	
13	賞金・旅費・報償費	報償費	映像プログラムキュレーター報酬	125,600	7	879,200	
14	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	作家出張費	2,700,000	70	189,000,000	
15	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ガイドブック印刷費	6,000,000	1	6,000,000	
16	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	公式カタログ印刷費	15,000,000	1	15,000,000	○
17	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	作品制作関連消耗品費	5,600,000	1	5,600,000	
18	雑役務費・消耗品費等	通信費	チラシ等発送費	3,700,000	1	3,700,000	
19	雑役務費・消耗品費等	その他	租税公課、手数料等	600,000	1	600,000	○
20	委託費	委託費	会場管理・運営委託費	112,268,500	1	112,268,500	
21	委託費	委託費	コーディネーター業務委託	1,994,000	10	19,940,000	
22	委託費	委託費	エディター業務委託	1,994,000	1	1,994,000	
23	委託費	委託費	テクニカル業務委託	3,330,200	1	3,330,200	
24	雑役務費・消耗品費等	その他	振込手数料	300	1,500	450,000	○
25	委託費	委託費	会場管理・運営委託費(補助対象外)	1,948,500	1	1,948,500	○
26						0	
27						0	
28						0	
29						0	
30						0	
31						0	
32						0	
33						0	
34						0	
35						0	
36						0	
37						0	
38						0	
39						0	
40						0	
41						0	
42						0	
43						0	
44						0	
45						0	
46						0	
47						0	
48						0	
49						0	
50						0	
51						0	
52						0	
53						0	
54						0	
55						0	
56						0	
57						0	
58						0	

愛知県

【委託内訳書】

2-1-1	執行 団体名	未定
	事業名 (取組名)	あいちトリエンナーレ2019国際現代美術展 会場管理・運営業務委託

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
112,266,500	1,948,500	114,217,000

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量)	(単位) × (数量)	(単位) + (調整額)	= (金額)	補助 対象外
1	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	作品監視・受付業務(土〜木)	10,500	48 ポスト	58 日	29,841,000	
2	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	作品監視・受付業務(金)	12,000	49 ポスト	11 日	6,468,000	
3	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	作品監視・受付業務(予備・土〜木)	10,500	5 ポスト	58 日	3,045,000	
4	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	作品監視・受付業務(予備・金)	12,000	5 ポスト	11 日	860,000	
5	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	作品監視・受付業務研修費	12,000	100 人	2 日	2,400,000	
6	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	案内業務	15,000	5 ポスト	69 日	5,175,000	
7	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	案内業務研修費	12,000	14 人	2 日	338,000	
8	舞台・会場・設営費	会場費	設備管理業務	2,000	8 箇所	69 日	1,104,000	
9	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	救急看護業務	950,000	1 式		950,000	
10	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	映像プログラム会場管理運営業務	12,000	1 ポスト	20 日	240,000	
11	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	スタッフユニフォーム	1,000	204 人	2 着	408,000	
12	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	警備業務(巡回)	97,200	1 式	90 日	8,748,000	
13	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	警備業務(交通整理)	24,300	1 式	69 日	1,676,700	
14	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	清掃業務	6,000	10 箇所	69 日	4,140,000	
15	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット配布臨時スタッフ	12,000	16 人		192,000	
16	雑役務費・消耗品費等	通信費	郵送料(チケット、ポスター、チラシ等)	700	200 箇所	4 回	560,000	
17	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(芸文・市美・月〜木)	12,000	4 ポスト	32 日	1,536,000	
18	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(芸文・8、9月・土日祝)	12,000	3 ポスト	21 日	756,000	
19	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(芸文・10月・土日祝)	12,000	5 ポスト	5 日	300,000	
20	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(市美・8〜10月・土日祝)	12,000	3 ポスト	26 日	936,000	
21	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(まちなか・土〜木)	12,000	2 ポスト	58 日	1,392,000	
22	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	チケット販売業務(芸文・市美・まちなか・金)	15,000	6 ポスト	11 日	990,000	
23	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	チケット販売研修費	10,000	50 人	2 日	1,000,000	
24	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	売上金回収業務	6,000	4 箇所	35 日	840,000	
25	雑役務費・消耗品費等	その他	振込手数料	600	35 日		21,000	○
26	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	金庫レンタル費等備品費	100,000	1 式		100,000	○
27	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	ガイドブック等販売業務(まちなか・土〜木)	12,000	1 ポスト	58 日	698,000	
28	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	ガイドブック等販売業務(まちなか・金)	15,000	1 ポスト	11 日	165,000	
29	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	入場券管理センター問合せ対応スタッフ	200,000	0.50 人	7 ヶ月	700,000	
30	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	通信費・消耗品費等	100,000	1 式		100,000	
31	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティア研修①	75,000	6 回	1 日	450,000	
32	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティア研修資料①	20,000	1 式		20,000	
33	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティア研修②	75,000	6 回	1 日	450,000	
34	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティア研修資料②	20,000	1 式		20,000	
35	雑役務費・消耗品費等	通信費	通信料	82	3 回	800 通	196,800	
36	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティア勤務ローテーションの配布	10	3 回	800 通	24,000	
37	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティア保険(基本プラン)	250	800 人		200,000	
38	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティア保険(特約)	150	800 人		120,000	
39	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティア活動参加記念品	530	5,600 人		2,968,000	
40	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティア手帳作成・配布	350	800 人		280,000	
41	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティアユニフォーム	1,000	800 人		800,000	
42	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	ボランティア証	150	800 人		120,000	
43	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	ボランティアウェブサイトの運営	50,000	7 ヶ月		350,000	
44	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	招待状の作成・発送	275	3,300 通		907,500	○
45	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	オープニングレセプション申込受付等業務	300,000	0.80 人	2 ヶ月	480,000	○
46	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	配布資料の準備	12,000	5 人	3 日	180,000	○
47	出演・音楽・文芸費	文芸費	運営ディレクター人件費	100,000	1 人		100,000	○
48	出演・音楽・文芸費	出演費	司会者人件費	100,000	1 人		100,000	○
49	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	受付・案内	12,000	5 人		60,000	○
50	賞金・旅費・報償費	賞金・共済費	経済波及効果等調査・分析業務	3,000,000	1 式		3,000,000	
51	出演・音楽・文芸費	文芸費	経済波及効果調査専任ディレクター人件費	300,000	1 人	4 ヶ月	1,200,000	
52	賞金・旅費・報償費	報償費	有識者謝礼	20,000	6 人		120,000	
53	賞金・旅費・報償費	旅費	有識者ヒアリング旅費	23,000	3 回		69,000	
54	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	会場アンケートシステム構築費	1,000,000	1 式		1,000,000	
55	賞金・旅費・報償費	報償費	来場者分析アンケート謝品代	50	3,000 個		150,000	
56	賞金・旅費・報償費	報償費	経済波及効果アンケート謝品代	100	1,000 個		100,000	
57	雑役務費・消耗品費等	通信費	郵送料・雑費	250,000	1 式		250,000	
58	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	コールセンター業務(会期前)	7,500	1 ポスト	12 日	90,000	

59	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	コールセンター業務(会期中)	9,000	1	ポスト	68	日	612,000
60	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	特別協賛者対応業務	12,000	3	箇所	7	日	252,000
61	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	バス借上げ	150,000	3	台	7	日	3,150,000
62	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	バス同乗・会場案内スタッフ	18,000	3	台	3	人	162,000
63	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	プレスセンター運営	15,000	2	人	7	日	210,000
64	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	記録等真撮影業務	800,000	1	式			800,000
65	出演・音楽・文芸費	文芸費	会体管理①	400,000	0.50	人	8	ヶ月	1,600,000
66	出演・音楽・文芸費	文芸費	会体管理②	400,000	0.50	人	8	ヶ月	1,600,000
67	出演・音楽・文芸費	文芸費	会場ディレクター	300,000	3	人	3	ヶ月	2,700,000
68	出演・音楽・文芸費	文芸費	サブディレクター	280,000	5	人	3	ヶ月	4,200,000
69	出演・音楽・文芸費	文芸費	チケット管理担当	300,000	1	人	8	ヶ月	2,400,000
70	出演・音楽・文芸費	文芸費	ボランティア事務局	300,000	1	人	8	ヶ月	2,400,000
71	出演・音楽・文芸費	文芸費	ボランティア担当	250,000	1	人	5	ヶ月	1,250,000
72	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	マニュアルの作成・印刷費	300,000	1	式			300,000
73	雑役務費・消耗品費等	通信費	通信機器準備費	1,000,000	1	式			1,000,000
74	雑役務費・消耗品費等	消耗品費	運営準備費	2,300,000	1	式			2,300,000

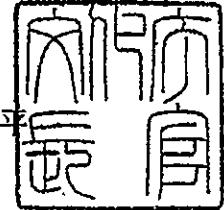


31 文庁第 187 号
平成 31 年 4 月 25 日

愛 知 県

「文化資源活用推進事業」担当課長 殿

文化庁長官
宮田 亮平



2019 年度「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（文化資源活用推進事業）」採択の決定について（通知）

貴団体から応募のありました標記事業について、外部有識者による審査委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1. 事業名 | 「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業 |
| 2. 審査結果 | 採択 |
| 3. 補助期間 | 2019 年度 |
| 4. 採択額 | 78,290 千円 |

【本件担当】

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3

文化庁地域文化創生本部

暮らしの文化・アートグループ

采尾、木村、藤川、井上

電 話：075-330-6730・6733

FAX：075-561-3511

E-mail：kurashi@mext.go.jp

文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱

平成31年3月29日
文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、文化庁を中心に、関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図ることを目的とする。

（交付の対象となる補助事業者、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助金の交付のための手続き並びに補助事業終了後の手続きについては、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官が定める補助要項によるものとする。

（交付の対象となる事業及び補助金の額）

第4条 文化庁長官は、補助要項に規定する補助事業の区分に応じ、補助対象経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（申請の手続）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める提出期限までに文化庁長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、観光インバウンドの拡充に向けた目標を設置しなければならない。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式2)を補助事業者に送付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助金交付申請書が文化庁長官に到達してから交付の決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請の取下書(様式3)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式4)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更は、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式5)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文化庁長官は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次の各号に掲げる場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文化庁長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第4項の規定を準用する。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届(様式6)を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の中止・廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式7)を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書において、第5条第2項の定めにより設置した目標に対する成果を報告し、事業の改善に活用しなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 文化庁長官は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式8)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書(様式9)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式10)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第15条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式11)を作成しておかななければならない。

附則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名 印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
交付申請書

標記補助金の交付を希望しますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

2 事業の名称

3 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※事業内容に応じて、その他必要な書類を添付すること。

(様式2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

文化庁長官

印

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(下記のとおり修正するほか)申請書に記載された事業計画とする。
2. 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第2項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)の合計額又は補助金の額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の規定に従わなければならない。

(様式3)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
交付申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 平成 年 月 日
2. 補助金の交付の申請の取下げを希望する理由

(様式4)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	
事業の名称	
変更する理由	
変更となる内容	

(注)該当部分について、変更前、変更後の金額を確認できる資料(収支予算書等)を添付すること。

(様式5)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
補助事業中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

事業の区分	
事業の名称	
中止・廃止をする理由	
事業の実施状況	

(様式6)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所 在 地
代表者氏名

印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
補助事業遅延届

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり所定の期間内に終えることが困難となりましたので、文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

事業の区分	
事業の名称	
遅延する理由	
事業の実施状況	

(様式7)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	
事業の名称	
補助事業の実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

添付書類

- (1) 収支決算書(委託費等の内訳書も含む。)
- (2) 支出証拠書類(契約書, 領収証等)
- (3) 事業の成果書類(ポスター, 新聞記事等)
- (4) その他

(様式8)

第 号

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)
額の確定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条及び文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

平成 年 月 日

文化庁長官 印

記

確定額 円

(様式9)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

印

補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受け施行中の補助事業について、文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の区分		
事業の名称		
補助事業の実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(予定)	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費の状況	予算額	支出済額
	円	円
	備考	

(様式10)

第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名 印

平成 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)に係る
消費税等仕入控除額確定報告書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の区分	
事業の名称	
補助金の額(交付要綱第15条第1項による額の確定額)	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円

(様式11)

平成 年度 日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 補助金調書



文部科学省所管

(地方公共団体名)

出 算 目 予 科	国			地 方 公 共 団 体					備 考		
	出 算 目	付 交 決 の 額	補 助 率	入		出					
				科 目	予 現 額	入 取 済 額	科 目	予 現 額		うち国庫 補助金額 相当額	出 支 済 額
(項)〇〇〇 (目)〇〇〇〇											

- ・「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- ・「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額、追加予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- ・「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

決裁・供覧

件名	平成31年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）の不交付決定について			文書番号 元受文庁 第2023号	
	標記の件について、案のとおり不交付を決定することとし、申請者あてに通知することとした。				
起案	起案日	令和1年9月24日		受付日	令和1年9月24日
	部署	文化庁 参事官（文化創造担当）		決裁 決裁処理期限日	
	起案者	采尾 真友美 		決裁 決裁日	令和1年9月26日
	連絡先	075-330-6730		施行 施行処理期限日	
	大分類	法人の権利義務		施行 施行日	
	中分類	文化資源活用推進事業		施行 施行先	
	名称(小分類)	2019年度		施行 施行者	文化庁長官
	秘密区分			施行 取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け	1
	指定事由			格付け 取扱制限	
取扱い区分			保存 行政文書保存期間	5年	
			保存 保存期間満了時期	令和7年3月31日	
決裁・供覧欄	決裁欄は次頁				
備考欄					

※ 決裁書は本体を東本で決裁使用の下の写りに押印